

平成28年第4回大衡村議会定例会会議録 第2号

平成28年12月8日（木曜日） 午前10時開会

出席議員（14名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	5番 斎藤 一郎	6番 文屋 裕男
7番 小川 宗寿	8番 細川 幸郎	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村長 萩原 達雄	副村長 伊藤 俊幸
教育長 庄子 明宏	総務課長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住民生活課長 早坂紀美江
税務課長 大沼 善昭	健康福祉課長 残間 文弘
産業振興課長 斎藤 浩	都市建設課長 後藤 広之
教育学習課長 文屋 寛	会計管理者 斎藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子 書記 高橋 吉輝 書記 佐藤 忠幸

議事日程（第2号）

平成28年12月8日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 大衡村選挙管理委員会及び補充員の選挙について
-

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）と同じ

午前10時00分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。細川幸郎議員、届け出により遅刻であります。

定足数に達しますので、ただいまから平成28年第4回大衡村議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番佐藤 貢君、3番早坂豊弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

一般質問は、通告順に発言を許します。

通告順5番、佐藤 貢君、登壇願います。

〔2番 佐藤 貢君 登壇〕

2番（佐藤 貢君） おはようございます。通告順位5番、佐藤 貢です。

2件ほど通告していますので、一問一答で質問をいたします。

1件目は、交通弱者に対する交通手段の実現をと題し、質問をいたします。

近年、各地で高齢者ドライバーの交通事故が増加しています。その主な原因は、加齢による判断力の低下や注意力の低下などが指摘されております。高齢者ドライバーの事故が相次いでいるとはいえ、簡単に運転免許返納といつても難しいのが現実であります。

高齢者にとって、車は足そのもの、特に交通の不便な地域では必要不可欠なものであります。一方では、免許返上を促す独自の取り組みを行っている自治体も出てきているようですが、やはり運転免許を持たない高齢者、あるいは障害のある方、いわゆる交通弱者の交通手段として、タクシー券の助成や福祉デマンドタクシー等の導入実現を強く要望する

ものであります。

これまで数人の議員から一般質問等で高齢者、障害者の足となる交通手段の必要性を強く訴えられてきましたが、万葉バスで当分対応していくといった一方的な答弁だけで一向に進展が見られなかつたというふうに思われます。

今、万葉バスの高齢者乗車状況を見ても、余り利用されていないのが現状のようであります。

3月の定例議会において、佐々木金彌議員が万葉バスの実態とデマンドタクシーの検討と題した一般質問をされました。村長は他町の例を勘案し、方策を検討するという実現性のある前向きな答弁をされていますが、果たして進展があるのか。現在の万葉バスの利用状況、また近隣自治体の取り組み状況を含めて村長の見解をお伺いします。

次に、地域活性化交流施設計画地の開発はあるのかと題し、質問いたします。

平成22年に計画が示され整備が進められてきた地域活性化交流施設ですが、平成24年に開発予定者の辞退により計画が白紙となりました。生活対策臨時交付金約4,000万円が充当された造成工事は平成21年度に完了しており、平成24年8月には万葉・おおひら館が先行オープンし、平成25年にはコンビニローソンもオープンしております。インフラ整備も完了している中、4年を経過してもいまだに開発計画の兆しが見えてこない。住民からは、あの用地には何の施設ができるのかとか、造成までして計画がないのはもったいない、無駄ではなかつたのか、いろんな声が聞こえてきます。

維持管理だけが残る今の状況などをどのように捉えているのか。施設を整備する計画の実現性は果たしてあるのか。村として描いているものがあるのかどうか、村長の考えを伺うものであります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

佐藤 貢議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、1件目の交通弱者に対する交通手段の実現はどうだというご質問であります。

高齢化社会が進むにつれて、年々高齢者が原因の交通事故が増加傾向となっております。このような状況の中、国において平成10年4月に高齢者の事故増加に対する対策の一環として運転免許証の自主返納を制度化しているところであります。さらには平成14年6月から運転免許証を返納した際に、運転の経歴を証明するとともに本人確認書類としても使

用できる運転経歴証明書を発行しておるところであります。

運転免許証を持たない高齢者や障害者の交通手段として万葉バスにかわる交通手段の早期実現とのご質問であります。万葉バスは従来どおり維持運行をしながら、平成29年度から高齢者や障害者、そして要介護認定者のいわゆる交通弱者の外出を金銭的にサポートすることで社会参画の促進及び健康寿命の延伸を目的とし、元気で生きがいのある生活を送ることができるよう、運転免許証を持たないまたは運転免許証は持っているが現在は自動車を運転しない等の理由により移動手段の確保が困難な高齢者等に対し、タクシー乗車料金の一部を助成する事業、そういうものを考えているところでございます。

また、現在運行している万葉バスの利用状況であります。平成27年度の実績であります。1便当たり平均利用人数は8.3名となっております。利用者の約81.4%が児童生徒の利用割合となっております。今後も現状の運行日数・便数のまま、維持運行してまいりたいと考えております。

他町の例としては、大和町では住民バスと並行しながら、平成27年4月から全ての町民を対象としたバスとタクシーの中間的な役割となる地域公共交通、いわゆるデマンドタクシーを運行しており、富谷市においては住民バスと並行しながら、10月から70歳以上と障害者手帳所持の18歳以上の方に、仙台市交通局発行のイクスカを活用し、交通機関の運賃を9割補助するICカード乗車証「とみぱす」を発行している状況にあります。

少子高齢化社会における高齢者等の移動手段の確保については、村内のみならず全国においても喫緊の課題であり、運転免許証を返納すれば移動手段を奪われることになってしまい病院へも買い物へも行けなくなるというこういった背景には、大部分の地域が公共交通機関の発達が不十分であって、マイカーに依存した移動を強いられていることが関係しているというふうに言っても過言ではないのかなと、こんなふうに思うわけであります。

加えて、高齢者にとって車の免許証を持っていることが本人の自立の象徴にもなっていることも関係しているというふうにも考えられるところでもございます。

この新しく導入しようとしているタクシーの利用については、玄関から目的地、そして目的地から玄関までの交通手段として、イメージ的に高料金だなと思われているタクシーの便利さをバス料金並みで提供できるようタクシー利用料金の一部を助成することで、高齢者や障害者等の社会参画の促進及び福祉の増進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2件目の地域活性化交流施設整備計画についてのご質問であります。地域活性

化交流施設については、住民の皆さんを初め公園利用者、そして工業団地関係者などの利便施設や休憩施設などを整備することにより、村内外の交流活動を盛んにし、地域の活性化を図る目的で整備してきたものでございます。

健康増進施設やレストランなど、当初の計画時点から想定していた施設を中心に検討を重ねているものでございます。

宅地面積2.9ヘクタールのうち、平成24年にオープンした万葉おおひら館と平成25年にオープンしたコンビニエンスストア等を合わせて現在約1ヘクタールが利用されており、残り約1.9ヘクタールは未利用となっておりますが、このうち村道鎧沢線と万葉クリエイトパークとの間約1.2ヘクタールについては、現在障害者支援施設の整備の候補地として検討が進められているところでございます。残り0.7ヘクタールにつきましては、現在のところ具体的な整備計画は未定となっておりますが、民間開発による整備を中心に情報の収集等を行っているところでございます。

今後につきましても、多くの皆様のご意見や情報等を頂戴しながら、さまざまな整備計画、整備手法も含めて、鋭意検討を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） ただいま村長の答弁の中で、タクシーの料金を一部助成する事業ということで、福祉タクシーというんですか、その導入を考えているということなんですねけれども、大変具体的な建設的な答弁で、再質問するものが余りないんですけども、デマンドタクシーも選択肢に入っていたのか、その辺の検討をされたのか。その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） こういった交通弱者を救済するための施策として、当初は当然デマンドタクシーも入っておりました。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） このタクシーとデマンドタクシー、福祉タクシーですか。この事業面での概算的な比較というのは、経費のあれなんですねけれども、それはされたものなのか。どちらが幾らかかるというような積算をされてあるのか、その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 運営をするに当たりましては、当然費用対効果といったものを勘案しながら当然検討するわけでありますが、デマンドタクシーを先行して導入しておられる大和町

の実情なども勘案しながら、そしてまたやはり玄関から目的地、目的地から玄関までといったような場面を想定して、福祉タクシーといいますか、個別のタクシーといいますか普通のタクシー、その助成にしたらどうかという意見が、庁内の検討委員会でもそういうことで一致したところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） この政策といいますか事業は、はっきり決まれば、いずれ全員協議会等でお話があろうかと思うんですけども、このタクシーといいますか福祉タクシー、それらの実証運行というか、試行運転というのはされる予定はあるんでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当然、試験運行といいますか、最初は試行という形で進んでいくものというふうに捉えております。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 郡内の大和町、富谷市の事例も今答弁でお話しいただきましたけれども、県内のほかの自治体のこういった福祉バス等の参考事例がもし資料等であるのであれば、お示しをお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 近隣の事例を先ほど申し上げました。では、県内あるいは東北なり全国、そういう事例がどの程度あるのか、そしてどのようになっているのかというところまでには、今現在資料は持ち合っていないところでございます。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 村長の答弁の中で、今の万葉バスの利用状況は、利用者の約81.4%が児童生徒という利用割合となっているようですけれども、答弁の中でこのまま維持運行していくというお考えなんですかとも、その中で運行するに当たっての改善する点とか、していくというのは、そういうお考えはあるのかどうか。その辺をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども、このタクシーの乗車券補助につきましては、当然最初は試行という形で持っていきたいというふうに申し上げました。したがいまして、その試行によってどの程度の効果があるか、そしてまた現在運行している万葉バス、住民バスですが、それにどのような影響が出るのか。そういうことを勘案しながら、例えば今、先ほど申し上げましたが、住民バスについてはほとんどが、ほとんどと言っても八十何%が小中学生

だということではありますから、そういったことも勘案しながら改善、もちろん通学バス専用にあるいはしたらしいのか。そして、日中の運行を制限といいますか減らして、そのタクシー利用の促進を図っていくのか。そういったことも検討しながら、万葉バス、住民バスの運行、そういったものも検討する余地が出てくるのかなと、今現在はそんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） どんな事業もお金がかかるわけですから、財源の確保というのが絶対条件だと思います。それは理解しておりますが、やはり住民の生活に密着したような政策が大事なのかなというふうに思います。

子育て日本一と言われていますけれども、それとあわせて福祉日本一もという二本立てで、これからの大衡村の政策、方策にこれからも講じていただきたいと思います。

では、この弱者に対する1件目の質問はこれで終わりにしたいと思います。

次に、地域活性化交流施設について質問をいたします。

村長答弁の中で健康増進施設、レストラン、当初の計画なんでしょうけれども、そういったものの検討を重ねていくという答弁がございましたけれども、そのほかにも何かいい案があるのか。健康増進施設、こういったものは多分スポーツジムとかそういったものと言っているのかなと思いますけれども、これは今村で進めている第2次おおひら健康プラン、そういった趣旨からもこれは大変いい案なのかなというふうには思いますけれども、役場内あるいは施設の役場内で、そういった会議の中でどういったお話がされているのか、どういった提案が出ているのか。その辺もしおわかりであれば、お知らせ願いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども答弁の中でお話を申し上げました。今、1ヘクタールほど利用している場所がございますけれども、万葉館とそれからコンビニということで、残っているのは1.9ヘクタールだというふうな答弁をさせていただきました。そのうちの1.2ヘクタールについては、現在、先ほども触れましたけれども、障害者支援施設の整備、支援施設の誘致です。民設民営でありますが、その候補地として検討が進められているということでありまして、この件につきましてもまだ具体的には、そうですね、きのうも申し上げましたが、その実現に至るまでの道のりを100とすれば今50なのかなと、こんなふうに思っているところであります。

でも、そういうことを念頭に入れながら計画を進めているということありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

そして、その後の現在、大衡落合線の沿線に最も近いところに0.7ヘクタール、7反歩と言えばわかりやすいのかということで今あるわけであります、それについては今大衡にもレストランは余りないということでレストランやら、あるいは先ほども申し上げましたけれども健康増進施設、そういうものの誘致が図れないものかなということで一応話としては出しているわけでありますが、役場庁舎内でのチームプロジェクトとしての検討はまだしていないところでございます。まだその前段階であるということを申し上げたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） 私が質問しているのは、今言われましたように0.7ヘクタールの分について質問しているわけですけれども。それで、今役場内でも余り協議されていないと、今の状況では。そういう答弁でしたけれども、今後役場内において、あるいは住民、あるいは有識者等を交えてのそういう委員会組織等を考えてあるのかどうか。その辺お伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 現在、なんとか検討委員会とかそういう委員会みたいなものを立ち上げてはやっていないということでありまして、ただしかし話としてはそこの利用の仕方、そういうものは日々幹部の中では話をしているところでありますが、そういうことも含めて、健康増進施設なり、あるいはレストラン等々、そういうものの例えは民設民営といったことも含めて、あるいは温浴施設といつても温泉を掘るというような話にはなるかならないかわかりませんけれども、そういうものも含めて総合的に検討して、これから本格的な検討、そういうチームを立ち上げる必要に迫られればといいますか、そういうことも視野に入れて考えていきたいと思っているところであります。

議長（細川運一君） 細川幸郎議員、着席です。

佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） この近くには万葉おおひら館、それからローソンが、今大分利用者もふえているようですけれども、大衡村でも近所に小売店、お店がないという地域もございます。それで高齢者等も日ごろの買い物が大変困難であるというお話を聞いておりますけれども、特に災害時、有事の場合、緊急といいますか食品のスーパー、そういう存在とい

うのは生活する上で欠かすことのできないライフラインだというように思っておりますけれども、例えばですよ、ミニスーパー、あるいはちょっとした食事どころ、軽食です。高級レストランとかそういうのではなくても、例えばうどん、そば、カレーライス、そういうものを実際に道の駅で農協と提携してやっているところもあるようでございます。そういういたものもいかがなものかなと私なりには思っているんですけども、その辺いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　まさしくそういう今議員がおっしゃったようなことが必要になってくるのではないかなど私も思っておるところであります、ミニスーパーとなりますと、ローソン、あるいは万葉館、そういう既存の商業施設の皆さんとの整合性といいますか、競合する場面もどうなのかなということもいろいろ検討の中に入ってくるのではないかなどいうふうに思っているところであります。

いずれにしても、そういうたものも含めて検討はしなければならないというふうには思っております。

議長（細川運一君）　　佐藤　貢君。

2番（佐藤　貢君）　　この近隣にはパークゴルフ場、それからクリエートパーク、そういう娯楽施設があるんですけども、多くの方が毎週のように村内外から来られているということで、近くには新しい住宅が今整備されていますけれども、そういう生活形態も前と大分変わってきてているように思われますので、今のニーズに合った施設の計画が必要なのかなというふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね、私もそう思います。でありますけれども、こういったものを整備するに当たっては、やはり村の事業としてはなかなか難しいものがございます。そして、そういうことで、これまでもプロポーザル方式等々をやってきたわけでありますが、それが頓挫というか中止になったということあります。

そういうことで、いろんな方式はあるわけです。公設民営、あるいはリース方式、あるいはPFI方式等々あるわけであります、再度もしそういったことが可能であれば検討して、公募といいますかそういうことも含めて、そういう意欲を持って参画してくれるような事業者、そういう人たちがあればぜひ協力をいただいて、いろんな施設、そういうた商業施設といいますか、そういうたものを誘致するといった役場チームをつくっ

て検討していく。そういったことも当然考えられるというふうに思っておりますので、今後検討しなければならない事項であるというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 佐藤 貢君。

2番（佐藤 貢君） いずれにせよ、造成までして計画が白紙になったと。だからといって、このまま放置しておくのは大変もったいないと思います。住民もそのように思っているようあります。どうか実現性のある、村内、村外から喜ばれるというんですかね、来てもらえるような集客のある地域活性化施設の早期実現を検討していただきたいと思います。

以上で、これで質問を終わりたいと思います。答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしく議員のおっしゃるとおりであります、造成をしたけれども、今2つの施設がありますけれども、そのほかの施設については24年に白紙に戻したということで、それから何ら具体的な方策が示されていないという議員のおっしゃるとおりでございます。したがいまして、その後に福祉施設、先ほど申し上げましたが、そういったものの誘致を今検討といいますか、鋭意進めているところであります。

そして、さらには本当におおひら館とローソンの間のいわば一等地と言ったほうがいいのかなということで、そこにやっぱりぜひそういった意欲のある事業者の方々に手を挙げていただいて、運営していただけるような。

基本的には、健康増進施設というお話もしましたけれども、健康増進施設は今、各企業でも企業の従業員の皆さんが健康に今非常に関心がおありのようであります、今現在、その従業員はどこに行かれているんですかとお聞きしますと、大崎市やら、あるいは隣の大和町の総合スポーツセンターとか、あるいは泉のほうの健康増進施設、アスレチッククラブなり、そういったところにそれこそ毎日会社の帰りに寄って汗を流していくんだというお話をお聞きします。そしてその折に、では大衡村の中にもしそういう場所があったらどうなんでしょうかねという問い合わせをしてみました。そうしたら、ああそれは非常にすばらしいことじゃないでしょうかと。我々の従業員も大分行くと思いますよというようなお話も、話の中での話ですから、その辺もいろいろ勘案しながらですね。

でも、そういったお話もいただいているところでもございますので、ぜひそういったことを前向きに進めていければなど、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 通告順6番、高橋浩之君、登壇願います。

〔9番 高橋浩之君 登壇〕

9番（高橋浩之君） 私は、平成28年12月定例議会の一般質問におきまして、大衡村の水害対策についてというタイトルで一括方式で質問いたします。

近年、地球温暖化の影響なのか世界的に異常気象が頻発しております。そのため、甚大な被害が発生しております。そしてまた、日本でも同様であります。ことしの台風などは、7月に第1号がやっと発生したかと思ったら、その後休む間もなく発生し、そのうち上陸したものが6個と、12年ぶりの多さがありました。

特に、8月中旬から下旬に連続発生した台風7号から13号までは、岩手県や北海道に大変な被害をもたらしました。幸いにして大衡村は大きな被害をこうむりませんでしたが、衡下地区に避難指示が発令され、消防団第8分団には被害状況確認のためのパトロールが司令されたことは記憶に新しいところであります。

また、昨年9月11日の天からバケツをひっくり返したような集中豪雨災害は、家屋の床上・床下浸水を初め、各地での土砂崩れ、道路損壊、農地への土石流入など被害が発生し、特に善川の氾濫は近年にない増水量と上昇スピードで地域の高齢者の方もこんなのが初めてと驚いておりました。

このときは、黒川消防本部も、大和警察署も機能不全に陥っており、役場職員はもちろんのこと消防団や関係諸団体は不眠不休の懸命な活動によって被害の拡大を防ぐことができたと思っております。

このように、最近の自然災害は、地震も含めて忘れる前に来るようであります。

そこで、改めて大衡村の防災対策についてお伺いするところであります。今回の一般質問におきましては、特に国土交通省北上川下流河川事務所が発表しました吉田川上流治水対策としての遊水地計画について、その進捗状況の中で住民はどこに意見を言えるのか、大衡村はどこまでその計画に関与できるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

そもそも、突然の遊水地計画は、多くの住民にとっては寝耳に水の話でございます。昨年の関東・東北豪雨被害が契機となって河川整備計画を変更したということではあります。こののような状態は何十年、何百年の昔からあったことで、なぜ今さらという気がしないわけでもございません。

また、計画が発表されたと思ったら、瞬く間に衡下地区の地質調査や測量調査が始まっています。今まで善川の堤防築堤が遅々として進まなかつたことを思うと大きな違いでございます。そのため、地元の声が反映される前に方向性が決まってしまうと心配する声も聞かれております。

そこで、現在の進捗状況を役場担当課に聞いてみましたが、10月のまほろばホールで行われた説明会での資料以上のことは把握していませんでした。しかし、これでよいのでしょうか。住民の方にとって、自分たちの生活基盤にかかわることについて、もっと知りたいというのが当然だと思います。国土交通省からの発表を待つだけではなく、もっと積極的に地域住民の意見を吸い上げ、大衡村としての考えを伝えるべきであると私は思うのですが、村長の考えを伺います。

次に、竹ノ内地区にある下水道ポンプについてお伺いします。

ここ地下ポンプ施設は、水害時にマンホールからの汚水が逆流し不衛生をまりなく、また水が引いてからの悪臭がいつまでも残ります。昨年の大水害のときは、配電盤まで冠水し、機能自体がダウンしてしまいました。このことも地域の人たちからは能力不足を疑われているところでございます。

さらに、今造成されている塩浪団地は完成すると108戸の住宅用地ができますが、その汚水は全て衡下地区側に流れてくることになります。現在の下水道施設は、その上乗せ分を処理できるのかもわからないことが不安を拡大する一因となっており改めて村長にお伺いします。

洪水のたびにこうむる汚水逆流被害解消の方策と、塩浪住宅団地を含めた処理能力は今の下水道施設で機能するのか、お答えをいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 高橋浩之議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、吉田川流域上流部遊水地計画に関するご質問でございますが、国及び県では平成27年9月の関東・東北豪雨により鳴瀬川水系の沿岸流域において甚大な被害が発生したということで、それを受け鳴瀬川水系河川整備計画が見直しされているところであります。この見直し計画の中に、議員ご質問の吉田川上流部に新たな遊水地群を整備する計画が位置づけられたところでありますが、現在の進捗状況としては、遊水地の具体的な施設計画等の検討に必要な測量及び地質調査が行われているところであります。議員先ほどの質問の中にありましたが、今そういう調査が行われているということであります。

この事業は、国土交通省北上川下流河川事務所が事業主体となっているもので、調査業務は今年度末まで行われるということでありまして、以降、調査結果を踏まえて具体的な遊水地計画の検討が行われるというふうに伺っているところであります。

次に、この遊水地整備計画についての村のかかわりについてであります。村では河川整備計画の見直しを進める当初の段階より、北上川下流河川事務所より協議をいただいているところであります。住民の皆様からの意見聴取等について申し入れさせていただいております。その中で関係者代表の方々との打ち合わせや住民説明会の開催などが行われており、今後につきましても関係住民の皆様の意見が反映される計画となるよう、地元の窓口的役割を担ってまいりたいと、こんなふうに思うところであります。

次に、下水道ポンプの処理能力に関するご質問でございます。

大雨のときの冠水に伴う汚水の逆流につきましては、汚水処理としての下水道の役割上、冠水時に流入する雨水処理までは想定して担ってはおりませんので、まずは大雨のときのポンプ場の冠水被害を防止することがまず必要となります。これにつきましては、河川整備計画の実現により問題が解消されるものと考える次第であります。その整備計画の早期実現について強く要望してまいりたいと、こういうふうに考えております。。

また、現在整備中の塩浪地区住宅団地により新たにふえる汚水につきましては対策が必要となっており、吉田川流域下水道として県及び流城市町村で進めている全体計画の見直しとあわせ、現在検討しているところでございます。

今後、ポンプの処理能力の増強等が必要となります。議員仰せのとおりでございますが、関連する流域下水道としての全体計画が現在も検討中であり、ポンプの増強等についても具体的設計がまだまとめられないという状況になってきているところであります。

のことから、来年度以降の工事を予定しておりますが、今年度についてはポンプ場の排水管の洗浄による処理能力の向上を計画しているところであります。排水管を何百メートルか洗浄といいますか、新しい技術でもって中のスケールを全部剥がすという工事を計画しているところでございます。

いずれにしましても、水害対策とあわせて適切な汚水処理対策を講じてまいりたいと、このように考えているところであります。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　現在の善川の状況なんですかとも、堤防があちこちで切れていますよね。あれは増水時には、上流の切れているところがどんどん水が流入して、そして下流の切れているところからまた善川に戻っていくというような流れを構成しております。結局、今の状態でも既に遊水地というような状態を形成しているところでございます。

それで、まほろばホールで行われた説明会でこのようなチラシが、たったこれだけです。

このチラシがあったわけなんですけれども、その中で「遊水地の計画が定まりましたら、改めて説明会を開催する予定です」というただし書きがありました。これまで国が行う事業などは、計画が出てきた時点で住民から意見や要望が上がっても、ほとんど変更や要望が通った記憶がございません。大体にして、まほろばホールでの説明会も一方的な概要説明だったとお伺いしております。しかも、遊水地計画の対象地域はほとんどが大和町であり、大衡村はその一部でしかございません。

だからこそ、担当課は河川事務所に事あるごとに連絡をとり、情報を取得すべきではないでしょうか。そして、村長は地元の方々の声を聞き、河川事務所へ、さらには国土交通省のほうにまでその声を積極的に届けるべきだと私は考えております。いかがでしょうか。

それから、竹ノ内地区の下水道ポンプについて再度お伺いしますが、過去水害が発生するたびに汚水の逆流事例が起きております。先日行われました住民と議会との懇談会でも、ことしは6年目になりますけれども、そのたびに同じご意見をいただきます。その間、村側にもたしか要望として上げていたと議会の報告の中にもあったような記憶がございますけれども、何年間も、そしてさらには諸先輩方が議会の中でも質問をされた際にもそういうことがあって、それに対する改善がいまだ見られないということはどうなんでしょうか。甚だ疑問であります。普通の状態で問題がなくても、大雨が降ったときに、その非常時にきちんと仕事ができてこそ私は評価されるべきだと思っておりまので、その辺も考えていただきたいと思います。

それと、今村長の答弁の中にも、ときわ台団地の住民がふえていくことに素直に喜べるような状況にしていただきたい。この状態のままでは、やはり下水道の処理能力に不安があるということは、素直に喜べない事態も発生するのではないかというところでございます。

それから、もう一つ疑問に思っているところがございます。昨年の水害により、下水ポンプの配電盤が浸水したことによって、機能が失われました。それで交換修理をしたときに、全く同じ場所に全く同じ高さで修理したわけなんですよ。昨年のような水害が発生したら、また冠水するんではないですか。せめてその水位を、配電盤の位置を高くするとか、そういう配慮もあってしかるべきではないのかと私は考えるんですけれども、その辺の考えをお伺いします。できれば、配電盤の位置を上げるとかだけでなく、根本的にその場所を冠水しない場所に移動して、マンホールもそちらのほうに移動するとかというように、最初から被害が発生しない場所に移動したほうが私はいいのではないかと思うんですけれども、

ども、その辺の考えもお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　技術的なことは担当に答弁させますけれども、先ほど、住民の意見を聞いて、そして国交省へ伝えたほうがいいのではないかということあります。

まずもって、住民への説明会の前に住民からの意見募集、こういったものをしてと。村がしたわけではございません。国交省のほうが主体となってやったのであります。平成28年7月25日から8月24日にかけて約1カ月のスパンでもって住民からの意見募集、パブリックコメントといいますかそういったもの聴取したわけであります。あるいはそういったことを、その意見を出してくださいということを村の広報紙やあるいはホームページ、そしてまた各新聞等々報道機関、そういったことで周知をしたところであります。そんな中でも余りご意見がなかったということあります。

それから、28年8月10日、ことしの8月10日に意見を聞く場を開催するということあります。住民の意見の聴取のために直接聞くということで、これがまほろばで開かれたということありますが、この中に、大変申し上げにくいわけですが、出席者が46名来られたということありますが、その中で大衡の村民の皆さんのがたった2名しか来ないと。本当にちょっと申し上げにくい話ですが、そうなのであります。そういうことで議員も出席したんだろうというふうに思いますけれども、そんな中でなかなか議員おっしゃるようにみんなが本当に真剣にそれを心配しているんだよというような姿が今のことろ全くまだ見えてきません。そういうことで、それがいいとか悪いとかの……、ちょっとこれは誤解しないでください。それはいいとか悪いとかじゃなくて、まだそういった段階に来ていないということのあらわれなのかなと、こんなふうに思っているところであります。

ただ、今測量をしているところであります。これからも住民説明会をたびたび開かせていただくというようなお話でありますので、今後そういった際にはぜひ大勢の皆さんで来て、直接国交省の考え方などを聞いていただければというふうに思います。

それから、善川の今ところどころ欠けている堤防ということですが、これは今般予算がつきまして、あれを修復するという工事、それは皆さんわかっているはずだと私は思っていますが、そういったことで、あそこはあれはあれとしてまた別にというか、事業はその遊水地と関係なくやるということありますので、ご理解をしていただければというふうに思います。

それから、ときわ台に新しい住宅団地がこれから108戸もさらにふえてくるということです、その汚水の処理といったことについて大変ご心配されているということです。まさしく私もそのように思います。先ほども申し上げましたように、県なり、あるいは広域下水道公社、そういうものの会議等々の中で、これまでの処理能力よりも高められる、そういうことを模索してまいりたいと思います。

そういうことについて、あるいは先ほど議員が言われたようにポンプ場の位置が悪いんじゃないかというような、同じレベルで修復してもまだなんじやないかというお話をあります。そういうことも確かに心配されますけれども、これについては技術的なことがありますから、都市建設課長に答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君）　　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　　まず、古館牧場に関する逆流をするという点についてのご質問についてなんですが、先ほど村長の答弁にもありましたとおり、原因があるところといたしましては、汚水量が多いというのもあるんですが、通常時晴天時、あるいは通常の降雨時についてはその処理能力としては問題ない状況になっているんですが、逆流が生じている状況のときというのはマンホールそのものが冠水してしまっている状況になっているということで、要は雨水排水、雨水そのものを排水しなければいけない状況になっているということで、それに対して汚水が流れ込んでくることによって逆流が生じているということでご不便をおかけしてしまっている状況がございます。

これにつきましては、先ほど村長の答弁のとおり、雨水の整備計画が実現されて冠水が生じない状況が生じれば問題がないというような状況になりますし、今回の新しい塩浪団地造成に伴いましてふえる汚水量に伴いましては、ポンプのほうの増強を行う計画にはなっておるんですが、今流域下水道の全体計画の見直しのほうも並行して進めておりまして、この中で以前から問題になっておりました通常の汚水に加えて雨水時に地下水等が流れ込む不明水と呼ばれるものの取り扱いについてもあわせて検討しておるところでございまして、その不明水の取り扱いの部分によってそのポンプをどのくらい増強するかという部分がまだ決められる状況になっていないということから、来年度以降に増強する計画となつてきるものでございます。

次に、昨年の災害で冠水して、災害を復旧して、同じところにポンプ場を復旧したという問題についてなんですが、昨年糸繰ポンプ場とあわせて一本木ポンプ場が2カ所ほど冠水で被害を受けたという状況になっております。このうち一本木ポンプ場につきましては、

去年と同じような災害で上がった際にも冠水しないように、ポンプ場をかさ上げした形で復旧をしているという経緯があります。

一方、糸繩ポンプ場につきましては、議員お話があったとおり現況で復旧しているという経緯があるんですが、こちらにつきましては、先ほど村長の説明にありましたが、現在県のほうで進めている善川の災害復旧事業の計画があったという兼ね合いから、同じようにかさ上げといいますか、一本木ポンプ場のようにかさ上げをして復旧をするということが、災害復旧上、現況復旧という観点から認められなかつたという経緯がありまして、逆に言いますと冠水しない状況をつくるというような計画があるということで、現況復旧というふうになった経緯がございます。以上です。

議長（細川運一君）　高橋浩之君。

9番（高橋浩之君）　衡下地区は水害の常襲地帯でございます。30年ほど前の8.5豪雨のときから昨年まで、何回水害により冠水したか。床上、床下浸水を何回こうむったか。そういう状況というのは、実際問題そこに暮らしている人間が一番わかっていることあります。大雨によって善川が増水し、農地にあふれてきますと、ごみや畦畔の刈った草、あるいは稻刈り時期ですと稻わら等が田んぼの中に流れ込んできます。そういう状態になったときに、一番いい方法で撤去するのはまだ水があるうちにその中に人間が入って、フォークとかレーキでかき出して、農道とか畦畔のほうにひきずり出す、引っ張り出すというのが一番いい方法で、水が引いてからでは大変な重労働になってしまいます。

あと、稻の生育時期によっては不稔障害、あるいは品質低下。あと、家屋が浸水すれば、畳や家具、電化製品等の被害はもちろんのこと人的な被害も免れないところでございます。そのように昔から苦労してきて、この場所で何世代にもわたって暮らしている方々は、これからもずっと暮らしていくわけでございます。安全安心に寄与するために、大衡村第8分団は消防活動のためのポンプ操法訓練のほかに、村内では唯一の水防訓練も行っております。災害時には大きな力になりますし、あとは地域住民相互の協力体制もこれまでの水害の例を見てもしっかりとしているところでございます。

行政としては、地域の防災について多額の予算を計上し、セーフティタワー やテント、発電機、その他備蓄資材を準備して備えているのは十分承知しております。今後進められる遊水地計画は、その基本対策を大きく変化させる要因だと私は考えておりますので、先ほども言いましたように河川事務所、国交省と綿密に連絡をとり、発言すべきところはどんどん発言をして、安全安心の社会を構築していただきたいと思っています。

今回、私は一括方式で一般質問をするということにしたのは、現状でやはり国、国交省、河川事務所とのしっかりした答えがまだ出てこない以上、村側としては答えが出せないのではないかと思ったことによりまして一問一答方式ではなくて一括方式で質問しているところですけれども、最後に村長の意気込みをお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね。大衡でやっぱり一番先に水があふれるというところは、まさしく衡下地区といいますか、持足地区といつたらいいんですかね。そこに50余年住んでおられると。本当にご苦労さまと申し上げたいというようには思いますけれども、それを本当に、わかります。私も何回もその水害の現場、そういったものを見てわかっておりますけれども、本当に雨が降ればおちおち寝ていられないということ。そういう気持ちももちろんわかっております。

それで、この遊水地計画というのは、まさにそういった不安を解消するための、そして地域住民に安心して雨が降っても枕を高くして休んでいただける、そういった状態を構築するための計画であります。これまで以上にひどくなるとか、そういうことを想定しての計画ではございません。そこをご理解いただいて、ぜひ国交省、これからいろいろ協議する場面が多々ありますので、どうか議員も積極的にそこに来て発言をなさっていただくとか、そういうこともお願いしたいというふうに思います。

それから、おかげさまで海老沢の大堰の用排水路というんですか。排水路ですかね。いや、用排水路じゃないですか。用水もあるよね。ということで、おかげさまで地区住民の皆さんのご要望ももちろんあったわけでありまして、それをもって大和町ともかけ合いまして、大和町としてもやむを得ないべなど、ファイティー・ファイティーでじゃあやりましょうということで、その堰の改修を大和町と大衡村で応分の負担をしながら皆さんの使い勝手のいいそういったものにしていくということで、合意をいたしました。それはまさしく水害なりそういったものに対する改善点があったのではないかなどというふうに自負しておりますから、そういったことでやはり、何といいますか、この遊水地計画につきましても、いろいろ当然我々執行部としても生活道路等々のかさ上げやらそういったことも当然入ってくるわけでありますから、これからいろいろな場面で国交省なりと協議する場面がいっぱいあります。そういうことで、その際にはぜひご理解とご協力を私のほうからもよろしくお願い申し上げる次第であります。

地域のリーダーたる議員も、ぜひ来て発言をしていただければなど、こんなふうに思つ

ているところでありますから、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順7番、齋藤一郎君、登壇願います。

〔5番 齋藤一郎君 登壇〕

5番（齋藤一郎君） 通告順7番、齋藤一郎であります。

私は、国土調査と土地改良事業等による公図について、遊水地群の整備計画について、2件通告しておりますが、一問一答方式により質問いたします。

大衡村は、国土調査法に基づく地籍調査が昭和43年ごろから開始されたと伺っております。県内でも取り組みが早かったほうだと思いますけれども、それにより調査が進められ、また土地改良事業や公害復旧などによる水田圃場整備が行われ、土地の戸籍となる一筆、一筆確定していきました。

しかし、国土調査事業と土地改良事業等では測量調査の縮尺が違うため、図面上で合わせた場合、境界が違っているのではないかと考えております。村も今後いろいろな開発等が進む中で、村有地に隣接する民有地で筆界未定となっているところは存在しているものかどうか伺うものであります。

また、平成17年に不動産登記法の改正により、公共基準点よりの測量による成果が必要となりましたが、土地改良事業等による成果図に基準点はあるのか。分筆はどのような手法で行われるものか伺うものであります。

村で実施した国土調査事業は、当時土地改良事業を実施している箇所あるいは土地改良実施済み区域を除いて国土調査を実施してきた経緯がありますので、そういう測量方法が違う中で国土調査による区域界と土地改良事業の区域界が整合しているのか疑問に思い質問するものであります。

もう1点は、昨年9月11日に発生しました関東・東北豪雨を受け、私ども吉田川水系善川でも甚大な水害による被害を受けました。現在、北上川下流河川事務所では、鳴瀬川水系河川整備計画の変更を行うため調査に入っております。1つには、吉田川の整備目標を

昭和22年9月洪水、この年は私が生まれた年でありますけれども、22年9月のカスリン台風による毎秒1,400トンの規模から、昨年9月に発生しました関東・東北豪雨洪水による毎秒1,700トン規模に整備を変更するというものだそうであります。それにより、我々関係者にとっては、新たな洪水調節施設、調整地群を整備計画に位置づけするという内容だと思っております。

今月2日の河北新報に記事が載っておりましたが、遊水地指定とはどういうものなのか。近隣で指定されている岩手県一関市の状況を早急に調査し、村がまず内容を把握すべきと考えますがいかがでしょうか。

また、遊水地として指定するため、地役権設定とはどういう内容なのか。すぐに調査してほしいと考えるものであります。善川沿いに住む我々住民にとって初めてのことであり、不安を持っているものであります。村が最新情報を集めて対応策を示すべきと考えるものでありますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長　萩原達雄君　登壇〕

村長（萩原達雄君）　　斎藤一郎議員の一般質問にお答えいたします。

まず、1点目、1件目の国道調査と土地改良事業等による公図についてのご質問であります。国土調査は国土調査法、これは昭和26年に制定された法律であります。この国土調査法並びに国土調査促進特別措置法、これは昭和37年ですが、それらに基づき実施されているもので、国土の実態を科学的かつ総合的に調査することにより、国土の開発、保全、利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図ることを目的としており、村では議員が先ほど仰せのとおり昭和43年度から昭和55年度まで12年間にわたって国土調査を実施しております。

また、土地改良事業は農業の生産性向上や農業構造の改善を目的とした農用地や農業用水路、農道などの農業生産基盤の整備を行うもので、区画整理事業、農地造成事業や用排水施設整備補助等の事業のほか、農用地の改良または保全のために必要な事業を行っております。

1点目の村内で国土調査後による村有地に隣接する民有地で筆界未定は存在するのかとのご質問でありますが、筆界未定地とは地籍調査が行われた際に境界、筆界ですが、境界を確認できなかったため筆界が未定のまま処理された土地のことをいいます。そして、境界を確認できない理由としては、筆界について、境界についてですが、所有者間に紛争が

あつたり、それから数筆の土地を一区画で利用されていました、あるいは現地で調査を行つた際に土地所有者に立ち会つていただけなかつたという場合などがあります。このような筆界未定地は村内に61カ所存在しております。であります、村有地の筆界未定地はありません。

しかし、村有地に隣接する民有地の筆界未定地となつてゐるところは32カ所あるということでございます。

次に、2点目の平成17年3月の不動産登記法の改正により、公共基準点よりの測量が必要になりました。そして、土地改良事業等の公図分筆の手法はとのことでございますが、改正前の不動産登記法では、分筆される側の土地だけの地籍の求積、面積を求めるを行つて、残りの土地については便宜上、登記簿に記載されている面積から分筆する土地の面積を差し引いて登記申請することで、それでよかつたということであります。しかし、平成17年3月に法の改正がありまして、分筆登記をする際には法務局へ提供する土地の地積測量図は、原則として分筆後の土地の全てについて土地の面積の求積と筆界点間の距離、筆界点の座標値を明らかにしなければならなくなつておつります。土地改良事業に限らず、土地の分筆が必要になつた場合には地籍測量図を作成しますが、その際には分筆前の1筆全ての境界を測量し、境界点と境界標の一致や不一致の確認をするため必ず調査することとされています。もし不一致であった場合には、当然のことながらその理由を確認するため必要な測量は、さらに広範に及ぶところでございます。

次に、3点目の国土調査図区域界と土地改良事業区域界は一致しているのかというご質問であります、不動産登記法第14条1項地図は、各筆の土地の区画及び地番を明確にし、それが現地においてどこにどのように存在するかを明確にするものでございます。現在では、法第14条1項地図を備えつけることを推進しており、地籍調査や区画整理、土地改良のような事業は最後に登記書に法第14条1項地図を納めます。これが地籍測量図と同一の役割をすることとなります。古い土地改良事業において、法第14条1項地図に認定されなかつたり、手違いで資料が亡失していることがございますが、その場合には筆界が調査できるかどうかで判断し、調査不可能であれば改めて境界確認をやり直すことがございます。土地改良事業等においても、地図の分類が地図に準ずる図面として法第14条1項地図にかわつて備えつけられている図面であり、土地の大まかな位置や形状をあらわすものなので、現況とは必ずしも一致しない場合があるということをご理解いただきたいというふうに思ひます。

次に、2件目の遊水地群の整備計画についてのご質問にお答えいたします。

その中の1点目の遊水地に指定されている一関市の状況を調査すべきではないかということでございますが、今回吉田川上流部に計画された遊水地群の整備計画につきましては、先ほどの高橋浩之議員のご質問にもお答えしたとおり、国土交通省において計画を見直した鳴瀬川水系河川整備計画に新たに位置づけられたものといった計画でございますが、ご質問の一関遊水地につきましても、同じく国土交通省で行われている事業でありますことから、村でも現地調査のために先日担当職員を派遣したところであります。

今回の調査では、遊水地の概要的仕組みを把握するため現地視察したもので、今後さらに詳細な内容を把握する必要があります。したがいまして、継続的な調査を行うということとしておるところでございます。

次に、2点目の地役権に関するご質問であります。地役権とはどのようなものかということであります。民法第280条に規定されているもので、地役権は設定行為で定めた目的にしたがい他人の土地を自己の土地の便益に供する権利を有すると規定されております。

ご質問の趣旨は、今回の遊水地整備に伴う地役権の設定についての内容と理解いたしましたが、現時点ではあくまで調査段階であります。今回の計画においては村に対しても国から地役権設定等に関する具体的な計画といったものがまだ示されていないことから、まだお答えできる段階ではございませんので、ご理解を願うところであります。

次に、3点目の農家を含む関係住民に理解してもらうための対応策に関するご質問であります。村としては計画段階での丁寧な説明とそれに対する関係者の方々の意見の反映が最重要と捉えて考えております。先ほどの高橋議員のご質問にもお答えしたとおり、村としては地元の窓口的役割を当然担わなければならないというふうに感じております。当然、それが私どもの使命だというふうに思っているところでありますから、国と関係者の方々との調整を図るとともに、先ほど答弁いたしました一関遊水地等の事例調査による情報提供等も微に入り細に入り行いながら、よりよい水害対策に努めてまいりたいと考えておりますので、どうかご理解をお願い申し上げる次第であります。以上であります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 公図のほうからまずお伺いをいたします。

村有地と民有地の筆界未定の関係でお伺いしたんですけれども、そこを質問したのはどういうことかといいますと、やはり村が公共事業を進める際に、まず境界が確定していな

いところでは事業が進められませんし、事業が大幅におくれると。そんなことになったら大変だなということでお伺いいたしましたが、村有地で筆界未定になっているところはないということでございますので一安心をしたんですけども、土地改良事業の関係で非常に、当時は当時の技術力なんでしょうけれども、精度が甘いと。それで、村長は、国土調査と土地改良事業は、その字界を境にしてやったんですけども、それらはまずご存じでしたでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　私は、当時と申しますか、そういうことの専門家ではございませんので議員のほうが多分よくおわかりのことではないのかなと思います。私自身は、余り詳しくはわかつております。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　土地改良事業のほうは、先ほど精度が甘いと言いましたけれども、私もまたまあある場所で境界立ち会いをしてくれというので立ち会いをした経緯がございますけれども、その際国土調査図と土地改良事業の図面が、全部とは言いませんけれども合わない箇所が非常に多い。それは先ほど言ったように縮尺が違うからということもありますけれども、それらがもし違っていたら、どういうふうに村としては対処していく考えなのかお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　先ほども答弁で申し上げさせていただきましたが、その図面といいますか、土地改良のものについては、何と申しますか、そこにその一筆ごとの圃場が存在しますよというような図面ということでありまして、その中の詳しい1枚1枚の例えれば面積等とかそういうものの図面には用いないということでありまして、それ以上のものを求めるのであれば、また別なものが必要になってくるということだと理解しているところであります。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　実際、その立ち会いをしたときに、当然その専門家、業者がおるものですから、「齋藤さん、これは図面がかなり違うので、役場に言ったほうがいいですよ」というふうに言って、一応役場には申し上げておりますけれども、ある途中まで国土調査で導水路、青線・赤線を図上にあらわしておきながら、ちょうど土地改良と境のその図面に入ったら、導水路の区域界、水路界がまるっきり抜けているんですね。そういうときはど

うしますか。

議長（細川運一君） 村長。（「ちょっとわかりにくいので」の声あり）齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 土地改良の公図上には、図面上には、水路敷が入っていないんですね。國土調査には水路敷がちゃんと入っているのに、境になった今度は土地改良の図面には水路敷が入っていない。その現地にはもちろんあるんですよ、水路が。ですけれども、図面上に載っていない。その際はどのようにしたらよろしいですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げました。私は不動産屋でもないし、詳しくその辺は専門家でもございませんので、どうしたらいいのかなと言われましても、今即答といいますか……、誰か答えられますか。（「税務課長」の声あり）税務課長がこの辺は詳しいということありますので、税務課長に答弁させます。

議長（細川運一君） 税務課長。

税務課長（大沼善昭君） 地図なんですけれども、土地改良の場合は地図に準ずる地図ということで、大分大まかな図面になっておりますので、齋藤議員がおっしゃるとおりずれているのはあると思います。ただ、役場で図面を出していますが、あれは地番図と申しまして公図とはまた違います。役場で出している地番図は位置を示すものでありますので、権利等にはちょっと使えないものです。ですから、どのようにすると言われましてもちょっとつらいんですが、若干のずれは生ずることになりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 今、課長が言られたように、公図というものは当然法務局がベースになりますから、役場のものは一応参考図みたいなものだということは理解していますけれども、ただ私は後でトラブルが起きなければよいなと思ってなお言っているんですが、結局その場合、その土地改良に隣接するというか、その耕作者のところにその面積が入っているわけです。入っているということは、水路がなくて面積が入っているということは、その水路の敷分までその耕作者が今度は税金を払っているということなんですね。ですから、本当は一番いいように、今の形があるように、水路敷もちゃんと現況にあるんですから、図面上にも水路の青線をきちんと復旧してもらいたいし、みんなで使う水路、みんなで使う道路ですから、図面上にもきちんとあらわしてもらい、それが間違っていたのであれば役場でいろいろ時間と費用がかかるでしょうから、それはぜひ直してもらいたいと思うんですけども、そういう考え方はどうなんでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　ですから、私が最初から申し上げていますように、土地改良の図面というのは……、課長は私が答えたのと同じことを答えているんですよ。その場所を特定するためのものであって、制度上それが登記面積とかそういったものをあらわしているものではないということになりますので、それを求めるためにはもっと別な精度の高い、そういうしたものになるんですよと、先ほど私は言いました。まさにそのとおりだと思いまして、でありますから多分、まあ答弁させますけれども、私の考えでは、その税金を払っていると今おっしゃいましたけれども、それはそのことによって税金を払っているのではなくて、やはりちゃんとした図面のもとに求積されたもので税金は払っているのではないかと私なりに思うんですが、それは課長に答弁させます。

議長（細川運一君）　税務課長。

税務課長（大沼善昭君）　土地改良事業が行われて換地しますが、換地の面積でもって課税になっておりますので、地図とはちょっとずれはあると思うんですが、換地後の面積で課税させていただいているので、問題はないかと思います。

議長（細川運一君）　斎藤一郎君。

5番（斎藤一郎君）　今課長は、換地図、当然換地図の地番に基づいて面積に対して課税額を算出して出しているんですけれども、私が申し上げたいのは、まず地図を訂正してもらいたい。水路があるんだから、現況に。その地図を訂正してもらいたい。地図を訂正すれば、その今言った換地で配分を受けた耕作者の面積が今度は減るわけですね。当然、分筆しますから。そうすると、あれ何で今まで、これまで払ったやつは水路の分まで私から、耕作者からいえば取っているのですかというふうになると思う。ですから、地図なりをできれば早く、今錯誤というか間違があるんですから、現実に地図訂正なりを進めていただきたいと思う。一番先にはそこなんですよ。いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　ただいま課長が答弁しましたように、その換地の面積でもって課税をしているということになります。ですので、あの地図がずれていたからといって、その分その人に課税を賦課しているという意味ではないというふうに私は捉えておりますが、しかし課長にしっかりした答弁をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君）　税務課長。

税務課長（大沼善昭君）　その水路なんですが、土地改良事業のところに基準点はございません。

持ってくるとなると、近くの国道、調査したところの一番近いところから基準点を持ってくるんです。そうやって土地改良のほうも測量をして確定しなければならなくなるんですが。何と言つたらいいんでしょうか、結構大変だと思います。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） ですから、私もこの話が頭に浮かんだのは、結局大瓜の件があったんですよ。1,066万円の費用がかかると。いや、土地改良事業でやったその図面というのも、精度なりなんなりで精度的には落ちると思うんですけれども、やはりこのまま、今G P Sやなんかでもはかれる、位置関係がすぐに測定できるように、土地改良事業は大まかな図面でしかないと。

例えば、私が私の田んぼの一角なんかを抵当権に設定するためにそこを分筆したいといったら、今課長が言われたように莫大というかかなりの費用がかかるんですね。ですから、皆さんも農家をやっている方が多いですけれども、そういう人たちが今度いろんな事業用地にそれを活用しようと思っても、大変な費用がかかります。事業費だけでなく、その以前の問題として。そういう箇所が、ちょっと調べましたら大衡村で国土調査による成果は74%なんですね。結局、土地改良事業や公害復旧事業で整備した田んぼは除いていますから。ですから、その土地改良事業や公害復旧でやった土地も大衡村の土地ですから、やはり今後は、国土調査を私はさらに進める必要があるんじやないかと思うんです。

ほかの自治体の関係を見ましたら、大体80%後半から90%、さらには自治体によっては国土調査がもう100%済んでいる自治体もあると。ですから、大衡村もこれからますます開発も進めていかなくてはならない。そういう場合に、図面があやふやではなかなか大変だと思うんですよ。ですから、村長は自分の時代にそれに着手するという、そういう大きな気持ちはお持ちでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどから申し上げております。この土地改良事業等々での図面といいますか地図ですかね。そういうものは、本当に議員仰せのとおり精度が国調に比べれば劣っているということは、もちろんそういうこともあるかと思います。議員おっしゃりたいのは、多分そういったところを是正するためにも100%国土調査をしたらどうかと、そういうことだと思います。

それができればもちろんいいんでしょうけれども、それをやるのにはいろんな補助金等々あるかどうか、私はよく今現時点ではわかりませんが、莫大な多分経費が発生するんだ

ろうなと思います。そういったことも踏まえて、今それをしますとかしないとかの問題ではまだないというふうに思います。

ただ、今回そういったことを齋藤議員からも提起された、そのことを重く受けて、今後代々といいますか、それは考えていかなければならない事案だろうなと、こんなふうに思っております。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） あと、2問目に入るんですけども、区切りはどこで。休憩はいかがでしょうか、議長。

議長（細川運一君） 質問者より申し出がございますので、若干お昼には早目でございますけれども、ここで休憩をいたします。

再開を1時といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 2問目の遊水地群についてお伺いいたしますけれども、先ほど村長の説明の中で、村としても早速職員を派遣して一関の実態をというお話を受けました。その辺は私ども地権者からすれば非常に不安を抱えるところでございますので、ありがたいなというふうに思いますけれども、村長は職員からどういうふうな復命を受けたのでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 一関の遊水地群を28年11月16日に都市建設課課長と補佐、2名が調査視察に行っております。これによりますと、この遊水地の計画、これは昭和22年、そして23年、先ほど議員ご案内のとおり昭和22年は自身のお生まれになった年であって、カスリン台風、23年はアイオン台風でしたか。この2つの大水害を契機に計画をされたということの報告がありました。そしてまた、その際のこの遊水地計画は、希望として約150年確率の大雨に対応し、遊水地への越流は10年に1回程度で計画されているということでございます。150年に1回ぐらいの確率の大雨にも対応できるというようなふうに読み取れるのかなと、こんなふうに思っているところであります。

そして、この遊水地は第1から第3までの3つの区域を設定しているということであり

ます。遊水地の面積はこの3つの区域を合わせて1,450ヘクタールということでありまして、周囲堤と小堤から成る二線堤防方式というんですかね、それを採用しているということでありまして、たしか鹿島台の今バイパスみたいになっているところも堤防の二線堤防方式というふうに伺っているところであります。そして総事業費は約2,700億円であるというふうな復命といいますか報告が入ってきたところであります。以上であります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 私も村の平林会館3階、一度説明がありましたけれども、そのときに河川事務所のほうから来た際にいろいろお話を聞きました。それで、一関が実際遊水地になっているという話を聞いたものですから、私自身も直接訪問はしませんでしたけれども、電話で一応治水河川係のほうに電話をしましてお伺いしました。今、村長が言われたように3カ所が遊水地群と指定をされて合計1,450町歩という話を伺っております。

それで、じゃあその遊水地とはどういうことなのか、どういうふうになさっているんですかと。いや、通常米は作付していますよと。そして、水害が上がったら、それは農業水稻共済があるのでそれで対応するというお話を伺っておりまして、それじゃあ指定されるというのはどういうことなのかなと、どういう縛りが出てくるものかなというふうに思ったわけですけれども、今村長が仰せのとおり、今も堤防を築堤中でまだ工事が終わっていないというお話をしたのでその辺でやめましたけれども、一関では地権者会も結成していると。そこまでのお話を伺っておりますけれども。

この遊水地を指定するということは、我々地権者にとってどういうものなのか。もしござ存じでしたら教えていただきたい。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 調査測量等々が今入って、まさに始まったばかりということでありまして、その地権者会とかそういうことにつきましての情報は余り具体的にはまだはっきりとはしていませんが、地役権というものを定めて、それでは地役権とは何なのやといった場合に、大洪水の際に遊水地として使用する権利をその土地に設定するということを国交省のほうからは伺っているところでありますが、具体的にはどのような手続の中でそういったことが進められるのかといった場合には、まだそこまで私どもも確たるここで答弁をするレベルまでには至っていないということであります。

要するに、ざっくりした話で申し上げれば、その区域に高い堤防を築いて、そして大雨の際に、例えば堤防が決壊するような際にはそこから堤防というか、河川から要するに水

をどんどんといつたらおかしいんですが流し込むと。そして、湖あるいは沼、そういうふうに故意にすると。故意と言ったらちょっと変かもしませんけれども、そういうふうに水をためて、下流に流れる水を抑制して、結果下流での洪水氾濫を防ぐといった役目を果たすものであります、そういうふうに供する土地であるよということをまず地役権で設定するということだというふうに理解しておりますし、さらにはその地役権を設定するに当たり、何らかの補償というものが当然発生してくるということであろうというふうには理解しているところであります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 遊水地に指定するということは、今村長が言われたように地役権を設定する。地役権を設定するに当たっては、私が調べた範囲では、一つは買収方式と、あと補償方式という2通りがあるというようなお話を聞いておりますけれども、村長が言われるように今回のこの遊水地指定をすると。それは当然、竹林川、吉田川、善川、3川合流から上流に、当然遊水地、3カ所あるわけですが、遊水地群を指定して下流に影響を及ぼさないような河川管理をしていくということだろうと思いますけれども、私どもも先ほど高橋浩之議員が質問して、なかなか地域住民が言っても自分たちの言い分を聞いてくれないと。今、村長は首をかしげていましたがそんなことはないよと言いたいのかどうかわかりませんけれども、なかなか村としても当然国のほうから説明を受けないと何とも言えないというところだと思うんですけれども、私としては、地元の人間とすれば、国は国であっても先進地というか先例地があるものですから、そういうところの情報をぜひ早く把握して、大衡がこうですよといったときに、いやいやいろんな情報によるところだよという、村としてはある程度の反論をしてもらいたいというか。私どもも村の言うことは当然聞いていかなければならぬですから。私たちは村を信用していますけれども、村もやっぱりいろんな情報をまずつかんでおくということが私は大切だと思うんですけれども、私の考えは間違っているでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 全く間違っていないと思います。本当に私も議員と同じような考えを持っているところであります。当然、この遊水地を指定して、そしてそれを本当に実現するまでにまだ時間もあろうというふうに思っているところでありますが、今現在、吉田川、鶴巣から下のほうを全部河道掘削というものを今やって、河川をきれいに、今まで柳の大木なんかが自生していましたが、それを河道掘削でもってちゃんと整備しています。したが

って、例えば今までのような大雨による被害も軽減されるのかなというふうにも思っています。

そんな中にあっても、国交省としてその遊水地群を設定するんだという考え方。川をきれいにして流れをよくしたんだから、もう遊水地は要らないんじゃないかなというのも我々の頭には入ってくるんですけれども、いやそうじゃないんだと。いずれまた、河道掘削しても同じように堆積してくる。だからそういったことに備えて遊水地を整備するんですよというような言い方をしています。

したがって、その遊水地に指定されたところは、私たちが伺っている限りはですよ、そのまま耕作も可能であって、そして耕作していただいて構わないと。そして、その中でそういった危険な大水が来た場合の一時避難的な沼を管理するので、それがなければそのままつくっていいんだというお話をしました。

そして、さらには先ほども申しあげましたが、堰堤というか堤防を築きますので、当然その最高水のところまで生活道路も整備して、例えばの話で持足の早く言えば中川嘉一氏宅の道路です。蒜袋へ抜けるあの道路もかさ上げして、全部かさ上げして、そして海老沢から来る真っすぐな道路も、さらにそれに合わせたようにかさ上げして、そして田んぼは低いんだけどそこにはボックスカルバートみたいなもので水を行けるようにするのかどうかわかりませんけれども、とにかくそこでとまるんじゃなくて下まで水が行くというような形の中で、最終的には蒜袋のほうですね。あっちのほうに排水門をつくって、普通は水をためるときはシャットアウトしますけれども、水が引き次第そこをあけてみんな流してやるというような、大まかなそういったことまでは伺っているところでありまして、さっき議員申されましたように買い取り方式、あるいは補償方式ということにつきましては余り明言されていなかったようですが、ただ何らかの補償はあると。あるといいますか、地権者にとって悪いようなあれではないというふうに伺っていたところあります。

議長（細川運一君） 齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君） 国の補償ですから農民が満足するような単価は多分出ないという私は予想をしていますけれども、今村長が言ったように地役権、村道なりかさ上げする話もありますけれども、私は果たしてどうなのかと。もちろん今、国が調査をしている段階ですから概要はまだないんですけども、ただ私が調べた情報で、地役権を設定されると盛り土やビニールハウスを建てたり、田んぼですから転作が進む中でその土地を我々農家が別に活

用しようとしたときに、今言った盛り土、家屋、ビニールハウスなどの築造行為が制限されると。私が調べた地役権という中で、私たちが制約を受けるだけで、今度国は国でその補償なりというのはどの段階だかわかりませんけれども、そういうふうな制限だけを受けて補償がどの額になるのかわかりませんけれども、やはりそれは村が今度我々農民にかわって国なりとぜひ交渉していただきたいと思うんですけれども、やっぱりそれも結局評価額なりいろんな論点をかみ合わせて国も来るでしょうから、村もそれに太刀打ちするような考え方をぜひとももらいたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　当然村が総合的な窓口という位置づけの中で、そういったことは当然していかなければならないというふうに思っています。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　それで、じゃあこの3川合流で遊水地指定をされるという話の中で、じゃあ県内で近くにないのかなということでいろいろ調べたら、大崎市鹿島台品井沼が遊水池、それこそ池としての指定をされていると。そして、鹿島台支所のほうに電話をしましていろいろお話を、その土地改良区の人がいてその人とお話をさせてもらったんですけども、品井沼は大松沢のほうを流れている鶴田川との関係があるんですけども、あそこは品井沼排水機場の関係で国のほうから2億円の補償をもらっているという話もお聞きしましたし、その揚水機、その機関場の維持管理のために毎年2,000万円ぐらいかかるというような話も伺っております。具体的に行って聞いたわけではないので、電話だったのでその程度ですけれども。

じゃあ、27年9月の関東・東北豪雨のときはどうだったですかと聞きましたら、特別に農作物の補償はなかったと。結局、農作物の補償というのは農業共済、水稻共済の関係があって、それは関係ないというかそうなんだろうなと。

それから、村長が申しましたように吉田川、善川の堤防の外側に小堤防というかそれをつくるにしても、それも小堤防とはどういうふうになるのか今調査中ということです。ただ、それらについても水稻共済のほうで守られているので、特別の補償等はないんだという話で、我々水稻を耕作する農民からすれば認識をちょっと改めなければならないなというふうに理解をしているんですけども、やはり今後我々もその情報は非常に疎いですから、役場の方が先進的に一関に行って研修されたのはありがたいですけれども、我々耕作者は、どの範囲まで遊水地指定されるのは今調査中ということですからそれはわかりませんけれ

ども、その予備知識として勉強するためにも、できれば地権者の代表の方も一関あたりにもアポで行っているようですから、行って、その地権者会を組織しているということはどういうことなのか。皆さん方は以前からこういうことがあって、どういうふうな今考えをお持ちなのか。そういうことをぜひ勉強させていただければありがたいなと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　地権者会なるものとなるか、あるいはそうでない形になるかであります、いずれにしても住民といいますか地権者の皆さん、あるいは地域住民をも巻き込んだ視察団といいますか、そういうしたものでも結成。結成とは、何もかた苦しい結成ではなくて、そういう人たちを募って勉強会を現地に行って見学あるいは事情といいますか情報を取得するという、それは大変結構なことだと思います。

そういうことも含めて、広くとにかく総合的な窓口を大衡村でやるということを言っておるわけでありますから、ぜひそういうふうにしてできればいいなというふうに思っておりますが、この件について、詳細について課長のほうからひとつ答弁させますので。

議長（細川運一君）　　都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君）　　まず、地権者会等々、代表の方の視察関係につきましては、我々現地のほう、一関のほうの調査をした際にも非常に勉強になったという経緯がありましたので、村としてもそのような機会を設けたほうがいいだろうなというふうに感じてきております。

また、そのことについて、国交省のほうにも今後の対応等をして、協力を求めた際にお願いしますということを申し伝えまして、国交省のほうからも快くぜひということで回答をいただいております。

地権者会議につきましては、その対象となるエリアが定まらないと、その辺が難しいところがありますので、まずはその代表の方というような形がよろしいのかなというふうに考えております。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　先ほど私も、その遊水地指定で地役権が設定されると。その地役権が設定されたエリア内については、盛り土や家屋、ビニールハウスなどの築造行為が制限されるという、私の情報で調べた範囲ではそうですけれども、果たしてここ3川合流以北の大衡も含めた中で、その地役権を設定されることは制限を受けるということなんでしょう

うから、その地役権設定という、今言った盛り土関係であったりビニールハウスやなんかのそういうものも建築制限されてしまうのかどうか。今どうこうではありませんけれども、ぜひ村のほうで調べておいていただければ大変ありがたいと思うんですが、いかがでしようか。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そうですね。議員が心配されること、あるいは疑問に思うことを、我々も同じ認識のもとに共有したいというふうに思っていますので、ぜひそういう研究調査をしたいと思います。地役権の設定に伴っての補償なり、あるいはそういった制約なり、そういったものがどのような形でどういうふうな影響まで及ぶのか等々、そういったことをじっくりと調査して、後で機会があれば報告したいと思っています。

議長（細川運一君）　　齋藤一郎君。

5番（齋藤一郎君）　　村長に最後にお願いして終わりにしたいと思いますけれども、我々大衡村に住む農民が不利にならないように、村にとってもいい方向にいくように、ぜひこの遊水地関係については治水とともによろしくお願いしたいと思います。以上です。

議長（細川運一君）　　通告順8番、山路澄雄君、登壇願います。

〔11番　山路澄雄君　登壇〕

11番（山路澄雄君）　　私は職員の公務災害認定を受けて、村及び関係幹部職員の責任について村長の認識を問うという大きな見出しで質問を通告しております。さらに、7項目にわたって質問を設定しているわけでございますが、この事件の全体像を明らかにするため村長の明快なる答弁を求めるものであります。

去る11月8日火曜日の河北新報の朝刊に、宮城県大衡村の前村長が50代の村職員にセクハラなどをしたとされる問題で、女性が精神的疾患によって休職したのは前村長の行為が原因として、地方公務員災害補償基金宮城県支部が公務災害と認定したと7日にわかったという見出で記事が載っておりました。

この問題は、公務災害認定の申請がなされていたこと、それらのことも、途中の経過も全く議員も住民もわかりませんでした。それによって、今回の質問に立ったわけでございますので。公務災害認定事件について、広範囲に確認を求めるたいと思いますので、ひとつ村長の明快なる答弁を求めます。

以上です。あとは自席において、個別の問題についてお伺いします。

議長（細川運一君）　　村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 山路澄雄議員の一般質問にお答えいたします。

職員の公務災害認定を受けて、村及び関係幹部職員の責任について村長の認識を問うという大きな見出しありますが、その中に7項目にわたっての質問であります、7項目にわたって答弁をさせていただければというふうに思います。

1点目の公務災害認定事件の事実確認を求めるご質問であります、この件につきましては先般の全員協議会で説明させていただきましたように、平成28年9月28日付で、地方公務員災害補償基金宮城県支部より公務災害認定通知書の送付があつたものであります。

認定の要因としては、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントについて事実であつたかは確認はできないが、大量のメールが送られていることが確認でき、当該行為により発症したものと認められるとされております。このことにより、公務災害が認定されたようでございます。

なお、その公務災害認定の申請をされていたかどうかということは、私どもには一切、何といいますか、知らなかつたといいますか、全然わかりませんでした。

以上であります。あとは自席ですか。はい、じゃあそういうことでありますのでよろしくお願ひします。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） まず最初に、公務員災害報償基金宮城県支部が村に送付した認定通知書によれば、前村長から被害職員に対して大量のメールが送られていると。そのような記述があるそうですが、間違ひありませんか。村長、お答えください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 間違ひありませんかというのはどういう意味かわかりませんが、（「簡潔にお願いします、あるかないか」の声あり）そのように確認できて、そのように発症したと認められるということは、それによってそして認定されたようだということは、確認であります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大量のメールが送られたことを村、萩原現村長、それから伊藤副村長、早坂総務課長、このご三方は知っていましたか。3名、それぞれお答え願います。

議長（細川運一君） 一応、一般質問でございますので、村長の答弁をお伺いしたいというふう

に思います。村長。

村長（萩原達雄君） 大量のメールが送られたかどうかを確認していますかという意味でしょうか。それは、確認しておりません。なぜならば、そのメールを私ども第三者が見られるわけではございませんので、それはわかりません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 職員が答弁できなければ、村長が確認して答弁してください。それについて、職員は、当時総務課長を務めていた方ですから、この件に関して大量のメールがあつたことについて確認していますか、理解していますか。お答え願いたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども、ただいま申し上げました。大量のメールがあつたかどうか、それを確認できるということは人の携帯を見るということになりますので、そういうことは不可能だと私は思っていますので、大量のメールがあつたかどうかは、私どもはわかつております。それは副村長も、総務課長も同じだというふうに理解しております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） それでは、村長が答弁なさったんですけれども、当時の副村長伊藤副村長、当時の総務課長早坂総務課長も、これについては全然認知しなかった、知らなかつたということですね。

次に移ります。大量のメールが送られたことについて、被害職員は伊藤副村長、総務課長に、この事案を被害職員はそれぞれ二人に伝えたことがありますか。あるかないかを確認したいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのことを、嫌がらせやらそういったことをされていますということの訴えを聞いたかどうかと、聞いたことがあるかどうかと、こういうお話ですか。それについては、私はあるともないとも、それは私は実際わかりませんので何とも言いかねるところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） きのうの一般質問、それからさまざまきょうもですが、担当課長、それから当事者、その質問内容を確認していますが、今から副村長、総務課長に村長から確認をしていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君）　これは7項目ということでの何に当たっているのかなと今ちょっと思っているんですが、全体を通していろいろこの項目ごとに言ってもらえばなおさら答えやすいんですけども、一問一答だというふうに思っていますので。

でありますか、何と申しましょうか、このことについては、実は副村長のほうから一言答弁といいますかさせますので、ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

議長（細川運一君）　副村長。

副村長（伊藤俊幸君）　ただいまご質問にありますように、このたび本村職員が公務災害認定されましたこと、大変重く受けとめております。

全職員が働きやすい良好な職場環境づくりに努めて……（「長く要らないから、あるかないかだけ。時間が余りないから」の声あり）

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　今、副村長は重大な決意を持っております。どうか聞いてやってください。

議長（細川運一君）　今の山路澄雄さんの質問には直接的なお答えではないかもしれませんけれども、この質問を受けてという形ではございませんけれども、この公務災害認定における副村長の所信を述べたいという趣旨だというふうに理解していただき、副村長の答弁を求めたいというふうに思います。副村長。

副村長（伊藤俊幸君）　先ほども申し上げましたが、このたび本村職員が公務災害認定されましたことを大変重く受けとめております。

全職員が働きやすい良好な職場環境づくりに努めてまいりましたが、今回認定されたような公務災害が発生していた職場の副村長として、その責任を痛感しております。

つきましては、ここに皆様に深くおわび申し上げますとともに、私のけじめとしまして、時期を見て職を辞する考えでありますので、よろしくお願ひを申し上げます。

議長（細川運一君）　山路澄雄君。

11番（山路澄雄君）　この認定通知書によれば、被害職員に対して、ひどい嫌がらせまたは暴行を執拗に受けたとの記述があるが、村長の答弁をいただきたいと思います。これは認定通知書に書かれているわけでございまして、認定要因の中に文章として認められております。村長の確認を、間違いないか答弁をいただきます。

議長（細川運一君）　村長。

村長（萩原達雄君）　そのようなことが認定の要因になったということの事実は理解しているところでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 先ほど副村長から辞意の表明があったわけでございますが、被害職員はじめ、嫌がらせを執拗に受けたと認められる場合に該当すると認定されましたが、副村長、総務課長に、いじめ、嫌がらせがあることを伝えていたかを聞くものであります。あればあったと、なければなかったと、簡単にお願ひします。簡潔にお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのようなことがあったかどうか、そういったことについては、当然その感じ方、感じ取り方もあると思います。本人は確かにそういうふうに言ったとか、しかし言われたほうがそのように受けとめられなかつた、そういったことは往々にしてあることだと私は思つておるところであります。なので、一方的にそれを聞いたか聞かないか、そんなことを論じるものでは私はないのでないのかなと、こんなふうに思つてゐるところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 平成27年第1回定例会、平成27年3月10日において、元議員赤間しづ江さんの質問に対して、前村長にかわり、伊藤副村長がハラスメントに係る事案は役場内では確認されていないと答弁されましたが、間違いないか。村長が答弁してください。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） それには間違ひはないんだろうというふうに確信をするところでありますか、しかしその当時の村長を補佐する者としての責任を痛感しているということでのきようの辞意表明だというふうに私は理解するものであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 今般、被害職員においてひどい嫌がらせ、いじめまたは暴行を執拗に受けたと認められる場合に該当するものと認められると地方公務員災害補償基金は認定していますが、副村長は既に認めたのかどうかはありますが、責任を痛感され辞意を表明しているので深くは追及しませんが、このような結果となった理由は何なのか。当時の責任者として、ひとつ所見を伺いたいと思います。村長がかわって答弁してください。

議長（細川運一君） 議長としても、ちょっと今の質問の主意をわかりかねますので、申しわけないですけれども、もう一度ご発言をお願いします。

11番（山路澄雄君） 前段の質問で、そうだったろうという萩原村長の答弁がありましたが、答弁では否定なさっていますけれども、今般被害職員において事実が認められたと、該当す

るものと認められたと地方公務員災害補償基金は認定していますが、副村長の答弁は、当時は矛盾して……、当時としては矛盾していないのか。簡単ですよね。災害基金では認定している、副村長はそういうのはよくわからなかつたと。矛盾していませんかということです。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 何ら矛盾しているところは、私の認識では見つからないというふうに思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） このたびの認定を受けて、前村長による嫌がらせ、いじめ等の人権侵害行為について、村として調査を行う予定があるかをお聞きするものであります。村長の答弁をいただきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） このことにつきましては、私は全くその後の状況は認識していませんのですが、何か係争中と言えばおかしいんですが、当事者間で係争中でないのかなというふうに推測した場合に、我が本村としてそれを調査云々といったことは控え……、今のところ考えておらないところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長は、被害職員の公務災害認定について、大衡村としてどのような責任が生じてくるかと、どう考えているかまずはお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大衡村にとって、過去にこういった事例があったかどうかわかりませんけれども、多分初めてなのかなとも思います。よって、大変残念であるという一言に尽きるというふうに思っています。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 公務災害認定を受けて、給与を支払いすることとなります、村としてこの損害について、前村長に損害の賠償を請求するものか。前村長が大量のメールを送るという行為がなければこのような事態にはならなかつたと。税金の非常に無駄遣いとなつたわけでございますので、村長のお考えを聞きたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたように、この事案は民事等々でまだ係争中ではな

いのかなと。私はよくわかりません、それは。なので、だとすれば、まだそのようなことを検討する段階ではないのではないかというふうに思っています。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 賠償に係る事案をお聞きしたいと思います。一つには、役場庁内業務に対する損害があったと思います。2番目に、被害職員個人への賠償責任義務ですか、それが生じるのではないかと思います。精神的打撃とか、職務状況、それから社会的な問題ですが、この件については村長の考えをお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 議員おっしゃるように、突き詰めて積み上げていけばそういったことも考えられるのかなとも思いますけれども、現時点でそういったことまで考えもつかない、まだ及ばないという状態でございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 現在の被害職員の状況、健康状態等を村として確認されていますか。なさいているなら、されているなら、その内容について村長及びこれを知っている担当者が回答してください。よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） その職員の現在の状況、こういったものはもちろん、現在も病休中であります。病休中は職員との面談を2回ほど行っております。しかし、過度の負担をかけるわけにもいかないためには、対応にはなお慎重にならざるを得なかつたということあります。

今後についても、同様に職員の負担とならないように対応してまいりたいと考えておりますが、体調が回復して、一日も早い職場復帰ができるよう願うものでもございます。以上であります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 認定書によりますと、これは河北新報11月8日付の記事ですが、精神疾患にあると認定されていますが、それは職場でのこれまでの事案が原因と認定されていることは間違いないですか。村長の答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのように認識をしているわけでありまして、そのほかに何か。（「わかりました。ありがとうございます」の声あり）ああ、そうですか、はい。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） このような被害職員が大衡村から出てしまったということについて、村長の現在のお考えをお聞きしたいと思います。

それから、被害職員へのケアはこれからどうされますか。2点、お願ひします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどもお答えしたとおりでありますて、大変残念なことだなというふうに思っております。

それから、ケアにつきましても、これまで同様に過度の負担をかけるわけにもいかないわけでありますから、慎重に、そして対応してまいりたいと思いますし、早く体調が回復されまして、一日も早い職場復帰ができるよう願っていると先ほども申し上げたとおりでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 被害職員に対して、公務災害認定請求から認定されるまでの期間、平成28年9月28日付で認定されていますが、村として何らかの対応を行ってきたのか、行っていないのかを伺います。例えば、メンタルヘルス対策、復職支援措置等。村長または担当職員の答弁をいただきたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 話が堂々めぐりといいますか、先ほど申し上げたようなつもりであります。ですから、休職中は2回ほど面談をしておりますよということを申し上げました。そして、しかし2回は多いのか少ないのか。これは意見の分かれるところでもあろうかと思います。しかしながら、やはり当該職員の過度の負担を回避するためにも、そんな程度ではありましたので、ぜひご理解をいただきたいなど、こんなふうに思うところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 最後になりますが、今後このような事案が発生しないように、大衡村としてどのように対策を講じ、どのように職員と一丸となって大衡村の行政向上のため働いていかれるか、村長の決意をお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そうですね、これは別に難しい問題でも何でもないと思います。ちゃんと規範にのっとり、法令遵守のそいうった態度で常に邁進すれば、このようなことが二度と繰り返されることはないのではないかなど、こんなふうに思っているところでありますか

ら、我々も気を引き締めて日々の業務に携わってまいりたいと、こんなふうに思っているところであります。（「以上で質問を終わります」の声あり）

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。

再開を2時15分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 大衡村選挙管理委員会及び補充員の選挙について

議長（細川運一君） 日程第3、大衡村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118号第2項及び大衡村議会先例集49の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

まず、初めに、大衡村選挙委員会委員の指名を行います。選挙管理委員には、泉田 攻君、伊藤美枝子君、小川美雄君、福田和明君、以上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方々を選挙管理委員会の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました泉田 攻君、伊藤美枝子君、小川美雄君、福田和明君、以上の方々が選挙管理委員に当選されました。

続いて、大衡村選挙管理委員会委員補充員の指名を行います。補充員には、第1順位、伊藤 正君、第2順位、石川隆行君、第3順位、飯塚陽二君、第4順位、遠藤秀悦君、以

上の方々を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名をいたしました方々を補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました第1順位、伊藤正君、第2順位、石川隆行君、第3順位、飯塚陽二君、第4順位、遠藤秀悦君、以上の方々が順序のとおり補充員に当選をされました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時18分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員